

「紡織用繊維製イヤーマフ」の関税分類について

平成 28 年 3 月
門司税関 業務部

イヤーマフ（耳あて）は、過去より輸入実績のある商品です。輸入当初は、防寒等の実用性に乏しい商品が多く、そのような商品については、実行関税率表第 61.17 項の衣類附属品とは認められず、紡織用繊維のその他の製品として、同表第 63.07 項に分類されていました。しかしながら、近年、防寒等の実用性が高く、第 61.17 項の特徴を有すると認められるイヤーマフが多く輸入されるようになってきています。一方で、そのような商品であっても依然として第 63.07 項の物品として申告されている事例が認められます。

以上の実態を踏まえ、耳の防寒用として実用性が認められるイヤーマフについては、衣類附属品として第 61.17 項に分類することとしたのでお知らせします。

なお、分類の判断が難しい商品については、文書による事前教示制度をご利用下さい。

注) 「メリヤス編み又はクロセ編みのもの」以外のものは、62.17 項に分類されます。

(変更前の分類)

紡織用繊維のその他の製品として

6307.90-029 (基本 5.6%、協定 4.7%、特惠 Free)



(変更後の分類)

衣類附属品として

ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	6117.80-190 (基本 16.8%、協定 8.4%、特特 Free)
その他のもの	6117.80-990 (基本 11.2%、協定 8.4%、特特 Free)